

瑞浪市告示 第121号

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）第15条第1項、第15条の6の6第1項、第15条の11第1項及び第15条の16第1項の規定に基づき、令和8年度の被保険者に係る保険料率を次のとおり定めたので、第15条第3項、第15条の6の6第3項、第15条の11第3項及び第15条の16第3項の規定により告示する。

令和8年6月25日

瑞浪市長 水野光二

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割 100分の7.24

(2) 被保険者均等割 32,400円

(3) 世帯別平等割

第15条第1項第4号アに掲げる額 21,600円

第15条第1項第4号イに掲げる額 10,800円

第15条第1項第4号ウに掲げる額 16,200円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割 100分の2.58

(2) 被保険者均等割 11,900円

(3) 世帯別平等割

第15条の6の6第1項第4号アに掲げる額 7,900円

第15条の6の6第1項第4号イに掲げる額 3,950円

第15条の6の6第1項第4号ウに掲げる額 5,930円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割 100分の2.23

(2) 被保険者均等割 12,200円

(3) 世帯別平等割 5,800円

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割 100分の0.29

(2) 被保険者均等割 1,200円

(3) 18歳以上被保険者均等割 90円

(4) 世帯別平等割

第15条の16第1項第4号アに掲げる額 800円

第15条の16第1項第4号イに掲げる額 400円

第15条の16第1項第4号ウに掲げる額 600円